

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

令和元年6月24日

宮崎地方法務局長 久保朝則



1 公募に付する事項

宮崎地方法務局国内出張チケット手配等業務

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 旅行業法第3条の規定に基づく観光庁長官の行う登録を受けた法人であること。

(3) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有するものであること。

ア 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。

イ 本業務に係る事務手数料及び配送料が一切かからないこと。

ウ チケット代金の支払について、仕様書「3の(4)パック商品等代金の支払」に定める方式に対応できること。

エ 仕様書に記載する業務に関し、必要な知識及び経験を有する業務責任者を定め、業務責任者は、当該業務を総合的に把握するとともに、当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対する適切な教育、指導助言及び訓練を徹底し、適正かつ効率的な業務の履行に努める体制を有していること。

オ 従事者は日本語でコミュニケーションが可能であること。

カ 繁忙期においても、遅滞なく出張提案・チケット手配等の対応ができる体制を有していること。

キ 個人情報の取扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークの付与認定を受けた法人（令和元年8月1日までに認定見込みの場合は、認定手続中の法人も可とする。）であること。

ク 応募書類の提出期限から契約締結の日までの間に官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から指名停止措置又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けていない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店、支店、又は営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

(4) 当該公募に係る公募説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所、公募説明書等の交付場所、応募書類の提出場所及び問合せ先

〒880-8513 宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎2階
宮崎地方法務局会計課主計係(担当：吉田)
電話 0985-22-5368

4 公募説明書の配布期間及び配布場所

令和元年6月24日（月）から同年7月5日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間、前記3の交付場所において交付する（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

5 公募説明会の日時及び場所

(1) 日時

随時

(2) 場所

宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎2階
宮崎地方法務局会計課

6 応募書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限及び提出場所

令和元年7月12日（金）午後5時まで
宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎2階
宮崎地方法務局会計課主計係(担当：吉田)

(2) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は書留郵便により、かつ、前記(1)の提出期限必着で送付すること。

(3) 提出書類

ア 公募申請書 1部

イ 適合証明書 1部

ウ 誓約書（役員等名簿添付） 1部

エ 業務提案書 社名のあるものを1部、審査用に社名のないものを1部

オ 旅行業法第3条登録証明写し 1部

カ 代表者の資格を証する書面（平成31・32・33年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し又は登記事項証明書の写し) 1部

キ 個人情報の取扱いに関する資料 1部

ク 委任状（必要な場合） 1部

7 選定方法

上記提出書類を当局において審査の上、評価点が最も高い者を契約の相手方として選定する。

8 提出書類の無効

本公告に示した資格のない者が提出した書類は無効とする。

9 その他

仕様及び契約内容等の詳細については、公募説明書による。

以上